

# あんしん住宅瑕疵保険 不同沈下上乘せ特約 販売開始のご案内



【戸建住宅の場合】

不同沈下上乘せ特約 **4** つの **POINT**

**POINT 1** 安心の支払限度額 **5,000万円**

従来より、あんしん住宅瑕疵保険（以下、主契約）では基礎の設計・施工の瑕疵が原因の不同沈下が生じた場合、保険金支払いの対象ですが、その修補費用が高額となる場合があるため、そのような万が一の不安にしっかり応える設計です。（共同住宅の場合の支払限度額は3,000万円/戸）

**POINT 2** 縮小てん補割合 **100%**

不同沈下事故に係る縮小てん補割合の適用はありません。（裏面参照）  
（縮小てん補割合とは保険金の算出にあたり、損害額から免責金額10万円を控除した後の金額に乗ずる割合をいいます。損害額の一定割合を被保険者の自己負担とするものです。）

**POINT 3** 事故の**原因**調査費用も含め、**最大200万円**までお支払い

主契約では保険金支払いの対象外である事故の**原因**調査にかかった費用（事故**原因**調査費用）について、支払い対象の不同沈下事故と認められた場合は、事故調査費用と合算して200万円を限度に、【POINT1】の支払い限度額の内枠でお支払いします。（主契約では事故調査費用は最大50万円を限度としています。）

**POINT 4** **ワンストップ** で手続き完了

不同沈下上乘せ特約のお申込みは主契約の申込みとあわせて行っていただきます。不同沈下事故に備えるための手続きを別会社へ申請する手間が省け、各種事務手続きの軽減につながります。

## 付帯要件

あんしん住宅瑕疵保険（義務化保険・任意保険）において、下記①～⑥の要件を全て満たす場合に不同沈下上乘せ特約を付帯することができます。尚、共同住宅の場合は①～⑥に加えて、⑦も満たす場合に付帯することができます。

<b>要件①</b> 小規模住宅 （※1） であること	<b>要件②</b> 鉄筋コンクリート造 または 重量鉄骨造の 住宅でないこと	<b>要件③</b> 既着工住宅・ 引渡済住宅 ではないこと	<b>要件④</b> 地盤調査を 実施したこと （※2）	<b>要件⑤</b> 地盤調査結果の 考察に基づく 地盤補強工事を 実施すること	<b>要件⑥</b> 書類審査に 合格すること	<b>要件⑦</b> 区分所有 されないこと （共同住宅の場合）
--------------------------------------	---	---	---------------------------------------	--	-------------------------------	---

※1 階数が3以下（地階を含む。）かつ延床面積が500㎡未満の住宅  
※2 「現地調査チェックシート」等で代用する場合には不同沈下上乘せ特約の付帯は不可

## 補償内容

保険対象住宅の基礎または基礎ぐいの瑕疵に起因して不同沈下が発生した場合、不同沈下事故に係る損害について、戸建住宅の場合は5,000万円（共同住宅の場合、3,000万円/戸）を限度に保険金をお支払いします。また、**不同沈下事故の原因調査に対して、事故原因調査費用保険金をお支払いします。**

## 不同沈下上乗せ特約の概要

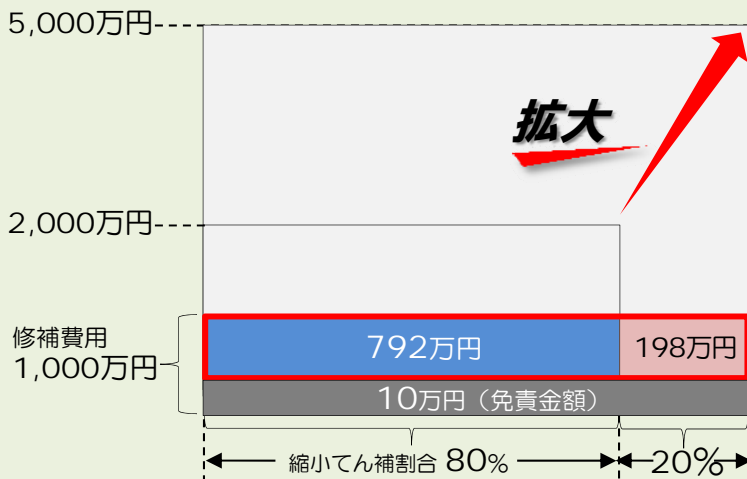
上乗せ保険金支払いの対象となる損害	建物の基礎の瑕疵による不同沈下	支払われる保険金の種類	①修補費用・損害賠償保険金 ②争訟費用保険金 ③求償権保全費用保険金 ④事故調査費用保険金（※） ⑤事故原因調査費用保険金（※） ⑥仮住まい費用保険金 （支払限度額50万円） ※④⑤を合算して、1住棟につき200万円が限度となります。
1住戸あたりの保険金額（保険期間中支払限度額）	戸建住宅 <b>5,000万円</b> 共同住宅 <b>3,000万円</b>		
免責金額	10万円（戸建住宅/戸）/1事故		
縮小てん補割合	<b>100%</b>		
保険期間	住宅の引渡時から10年間（主契約と同様です）		

### -主契約：戸建住宅/2,000万円プラン-

不同沈下上乗せ特約による保険金支払いイメージ  
 【不同沈下に係る損害額が1,000万円の場合における修補費用・損害賠償保険金】

- 主契約による保険金  
 (1,000万円-10万円) × 80% = 792万円
- この特約による保険金  
 (1,000万円-10万円) - 792万円 = **198万円**
- 保険金の合計  
 792万円 + 198万円 = **990万円**

被保険者が相当の期間を経過してもなお瑕疵担保責任を履行しない場合（倒産等の場合）、被保険者の故意・重過失によって生じた損害については、主契約の範囲で保険金をお支払いします。（本特約は適用されません。）



※不同沈下上乗せ特約は、主契約で保険金の支払対象となる事故のうち、不同沈下事故について、保険金を上乗せして支払う特約です。不同沈下上乗せ特約の付帯により、保険金の支払対象となる事故の範囲が拡大するものではありません。

## 追加保険料等

不同沈下上乗せ特約を付帯する場合、保険対象住宅の床面積にかかわらず、主契約の保険料等に以下の料金を加算します。

### 不同沈下上乗せ特約を付帯する場合に加算する特約保険料等

特約付帯の申込み時、必要となる技術的申告書（不同沈下上乗せ特約に係る技術的申告書）に対して住宅あんしん保証は書類審査を行います。

	書類審査料 (8%税込)		特約保険料		加算する特約保険料等
戸建住宅の場合	2,160円/戸	+	8,150円/戸	=	<b>10,310円</b>
共同住宅の場合	2,160円/棟	+	2,600円/戸	▶	<b>加算する特約保険料等の例</b> （例：アパート（全10戸室/区分所有無）） 2,160円 + (2,600円 × 10戸) = 28,160円

⚠ 技術的申告書等の審査で不合格となった場合には、書類審査料は不要です。ただし、本特約付帯のお申込みを受理した後に、本特約を取下げた場合には書類審査料はお支払いいただきます。

## 必要書類

不同沈下上乗せ特約を付帯する場合、あんしん住宅瑕疵保険契約の申込みの際に以下の書類をご提出ください。

- 地盤調査報告書の写し  
 （「現地調査チェックシート」「基礎設計のためのチェックシート」は不可）
- 地盤補強工事施工報告書の写し  
 （地盤補強工事を実施した場合）
- 不同沈下上乗せ特約追加記入書
- 不同沈下上乗せ特約に係る技術的申告書

## その他の注意事項

本ご案内は不同沈下上乗せ特約の特長についてのみご説明したものです。詳細は下記までお問い合わせください。また、あんしん住宅瑕疵保険のお申込みにあたっての詳細は別途、商品パンフレット、契約内容のご案内等をご確認ください。



国土交通大臣指定 住宅瑕疵担保責任保険法人  
 国土交通大臣登録 住宅性能評価機関

**株式会社住宅あんしん保証**

■本社

〒104-0031 東京都中央区京橋1-6-1 三井住友海上テコビル6階

TEL.03-3562-8122 FAX.03-3562-8031

ホームページ <http://www.j-anshin.co.jp>

●本紙記載内容/2016年11月9日現在  
 ●本紙に記載しております内容は予告なく変更される場合があります。

お問い合わせは